

2016年10月28日

No.270

又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 川村 訓史

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

10月25日の総務委は、18日に行われた総務大臣の所信に対する質疑を行いました。

地方議会の活性化に向け、地方議員の年金制度整備を

又市征治議員は、2011年に地方議員の年金制度が廃止されて以来、廃止時に採択された衆参総務委での、「廃止後おおむね一年程度を目途にして、地方議会における人材確保の観点で踏まえた新たな年金制度を検討する」との決議を踏まえて、これまで政府の見解を2度にわたって質してきました。今回、又市議員は、都道府県議長会、市町村議長会、町村議長会が、「地方議員が被用者年金制度に加入している基礎年金制度に加入して、上乘せの報酬比例部分のある年金制度とする等の法整備を求めた決議」を行ったことと取りあげ、総務省がどう受け止めているのかを質しました。高市総務大臣は、衆参総務委の附帯決議を踏まえ検討しているが、議員年金



制度廃止の経過措置として今後1兆円を超える公費負担が必要であり、保険料の事業主負担には毎年200億円が必要という試算もあり、世論の理解が得られるか懸念を表明しました。

これに対し又市議員は、全国で三割の自治体で定数割れ、無投票になり、投票率も低下するといった民主主義の危機ともいえる状況を指摘しました。そして地方議員が厚生年金に加入した場合に増額される受給金額の試算を示し、引退後の生活の一定の支えや、地方議会で活動するインセンティブにもなるのではないかと大臣の見解を求めました。高市大臣も年金制度の整備は、住民の政治参加、地方議会における人材の確保に資するものだと認めました。しかし課題も多いとして、年金制度の整備に向けた前向きな答弁はありませんでした。また地方議会の政務行動費の不正支出についても、総務省の見解を質しました。

自治体における臨時・非常勤職員の処遇改善を求める

次に又市議員は、7月に発足した「地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等に関する研究会」での議論を取り上げました。又市議員は、常勤職員が総務省の定数削減要求や交付税削減によって削減される一方で、行政サービスには多様性が求められ、やむなく自治体は臨時・非常勤職員を任用せざるを得なくなったと、この間の経過を指摘しました。さらに常勤中心主義を放棄することは、地方公務員法違反であると主張しました。これにたいし高原公務員部長は、総務省が地方公務員の定数削減を要請したことは認めつつも、厳しい財政状況のなかで常勤、非常勤職員等の配置をどうするかは自治体で考えるべきだと、臨時・非常勤問題の責任を自治体に転化する答弁を行いました。又市議員はこのような姿勢を厳しく批判しました。つづいて総務省が行った臨時・非常勤職員の雇用形態・処遇に関する調査内容と、その結果についての総務省の所見を質しました。

公務員部長は、臨時・非常勤職員の数、任用形態、報酬、費用弁償等の支給状況、休暇制度について調査をしたと答弁しました。また任用形態については、特別職から一般職への任用根拠の見直しが都道府県、指定都市では改善が進んでいるが、市町村では過半数が検討もしていないと報告されました。また任期付職員制度の活用も、限定的であることが明らかになりました。

最後に又市議員は、調査結果を有効に活用し、任用上の差別をなくすように助言、指導を行うように求めました。